



令和4年1月4日（火）より

**雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の相談窓口は  
申請書の受け取りのみとなります**

**初めての申請・個別のご相談は原則、予約制となります**

初めての申請・個別の申請にかかるご相談につきましては、事前にお電話にてご予約のうえ、お越しく下さい。

また、令和3年12月20日（月）より、お昼の時間（12時～13時）につきましては電話対応は行わず、申請書の受け取りのみ（申請書の確認なし）の対応といたします。

**雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の  
お問い合わせ先：コールセンター**

**電話番号 0120-60-3999**

**※受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）**

**初めての雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の  
申請・個別のご相談予約先：雇用調整助成金相談窓口**

**電話番号 098-868-4013**

※産業雇用安定助成金のご相談・申請につきましては変更ございません。

## ■ 業況特例について

令和3年12月までに既に業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについてはその段階で業況の**再確認**を行います。生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年、又は3年前同月比で**30%減少**していることを月ごとの売上げなどがわかる書類（売上簿、収入簿、レジの月次集計等）で確認します。

## ■ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請件数が高止まりしているため、支給までにお時間をいただいている状況です。

（迅速な支給に向け取り組んでいるところですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。）

**皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。**

